

## 福井市食育マスコットキャラクター「ふくい たべまるちゃん」デザイン使用取扱要領

### （使用目的）

第1条 福井市食育マスコットキャラクター「ふくい たべまるちゃん」（以下「たべまるちゃん」という。）は、市民において様々な関係者等が実施している食育の取組を市民等へPRするとともに、福井市の食材、食文化及び食生活等について広く市民に周知啓発することにより、市民が主体的に食育に取り組む「食育の輪」を広めることを目的とし使用するものとする。

### （デザイン等に関する権利）

第2条 「ふくい たべまるちゃん」に関する一切の権利は福井市に属する。

### （使用申請）

第3条 「たべまるちゃん」を使用を希望する者（以下、「使用者」という。）は、「ふくい たべまるちゃん」デザイン使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、次の使用の場合については、この限りではない。

- （1）市が実施する事業等で使用する時
- （2）食育推進活動に関する周知又は普及啓発資料として使用する時
- （3）学校等で教育活動、給食だより、保健だより等で使用する時
- （4）報道機関等の報道及び広報目的で使用する時
- （5）その他、福井市長が認めるとき

### （使用承認）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、「ふくい たべまるちゃん」デザイン使用承認通知書（様式第2号）を交付する。この場合において、市長は必要があると認める場合には、条件を付することができる。

### （使用承認の制限及び取消し）

第5条 市長は、「たべまるちゃん」の使用が次のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を制限及び取り消すことができる。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- （2）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- （3）不当な利益を上げるために利用されるおそれがあるとき
- （4）使用上の注意事項に従って使用されないおそれがあるとき
- （5）食育の正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき
- （6）その他、市長が貸出しについて適当でないと認められるとき

2 市長は、前各号の規定による使用承認の制限及び取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第5条 使用期間は、2年以内とする。なお、更新を妨げない。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用できるデザイン)

第8条 使用できるデザインは別に定めるデザイン集より使用するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 「たべまるちゃん」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用すること。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡しまたは転貸しないこと。
- (3) 使用者は、市から要請があった場合は当該物件の完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

#### 附 則

この要領は、平成29年1月17日より施行する。

この要領は、平成31年4月 1日より施行する。